

《翻 訳》

連邦憲法裁判所「業としての自殺援助禁止の違憲性」
報道資料2020年12号（2020年2月26日付け）補足編集版

神 馬 幸 一（訳及び補足編集）

訳者解説

本稿は、ドイツ刑法第217条「業としての自殺援助罪」を違憲無効と判示したドイツ連邦憲法裁判所第2法廷2020年2月26日判決に関する同日付けの連邦憲法裁判所報道資料2020年12号（BVerfG, Verbot der geschäftsmäßigen Förderung der Selbsttötung Verfassungswidrig, Pressemitteilung Nr. 12/2020 vom 26. Februar 2020：連邦憲法裁判所のウェブサイトで参照可能）の全文を翻訳した上で、それに補足的情報を付記し、再編集したものである。

上記判決の背景及び概要は、既に、拙稿「ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷2020年2月26日判決：ドイツ刑法第217条の違憲性(1)」獨協法学112号（2020）横471（56）頁以下の冒頭において紹介していることから、本稿では省略する（判決全文の翻訳も、本誌にて、連載中）。

また、本稿における訳出方針も、上記拙稿で示されているところと同様なので、併せて参照されたい。ただし、本稿は、読解の便宜上、前述した通り、かかる報道資料の全文翻訳を基礎にして、次のような補足的情報が加えられている。

先ず、原文各段落の見出し番号を手掛かりとして、それらの階層構造に従いながら、インデント（字下げ）処理を施している。原文は、そのような処理が施されていないことから、各段落の階層構造（ひいては、それに伴う論理的関係性）を直ぐには判別できない状態にある。そこで、かかる処理を施すことにより、その点の明確化が試みられている。

次に、報道資料の訳文中、「当法院における重要な検討事項」部分では、一文毎の内容と判決文各段落との対応関係を示す脚注が追記されている。本稿の訳出作業を通して、当該部分は、ほぼ全体的に、判決文からの抜粋を介して再構成されていることが判明した。そこで、かかる脚注を追記することにより、報道資料と判決文との関係性(典拠元)を裏付けた。

このような処理により、本稿で翻訳された報道資料の読解を介して、上記判決の論証過程は、より把握し易くなるものと思われる。ただし、かかる処理は、原文で施されていないことから、原文参照の際、(繰り返し)注意されたい。

訳文

2020年2月26日判決

2 BvR 2347/15, 2 BvR 2527/16, 2 BvR 2354/16, 2 BvR 1593/16, 2 BvR 1261/16, 2 BvR 651/16

一般的人格権(基本法第1条第1項と併せて適用される場合も含めた第2条第1項)は、自己決定的な死に関する権利を含む。このような権利には、自殺する自由及び第三者による任意の助力を利用する自由が含まれる。人生の質及び自身の存在における意義の理解に沿うかたちで人生を終わらせるという個人の判断は、そのような権利の認識に関わるものであり、自律的な自己決定に基づく行為として、国家と社会により尊重されなければならない。このような理由をもって、当裁判所第2法廷は、本日付けで、刑法第217条により規範化された業としての自殺援助の禁止は、介助自殺の可能性を事実上、広範に空疎化させるため、基本法に違反し、無効であるという判決を下した。これは、憲法上、立法者において自殺援助の規制が禁止されていることを帰結するものではない。しかし、立法者は、個人が自己決定的な方法で自身の人生を終わらせる権利に関して、その発展化と法への置換化に十分な余地があることを保障しなければならない。

事実関係：

刑法第217条(業としての自殺援助の禁止)は、他者の自殺を援助する目的で、その者に、業として機会を提供し、作出し、又はあっせんした者を刑罰により威嚇している。自殺支援を提供しているドイツとスイスに本拠地を置く社団、そのような社団の助力を借りて自分の人生を終わらせたい重病患者、通院患者又は入院患者のケアに従事する医師、自殺に関する相談の分野で活動する弁護士は、この条文に対する異議を主張していた。

当法廷における重要な検討事項：

I. 業としての自殺援助の禁止は、自殺を決意した者における自己決定的な死に関する権利の表れとしての一般的人格権(基本法第1条第1項と併せて適用される場合も含めた第2条第1項)を侵害している¹⁾。このことは、自身の手で、その人生を終わらせる行為としての自殺において、その反復目的の援助活動に限るかたちで当該規制を厳格に解釈する場合であっても同様に当てはまる²⁾。

1. 個人における自律性の表れとして、一般的人格権は、自己決定的な死に関する権利を含んでいる³⁾。このような権利には、自殺をする自由、そのための助力を第三者に求める自由、そして、その助力が提供される限りで、それを利用する自由が内在化されている⁴⁾。

a) 一般的人格権は、意識的かつ意図的に自身の人生を終わらせることに関して、自己決定的に判断する権利を保障する⁵⁾。

aa) 人間の尊厳と自由を尊重し、それを保護することは、憲法秩

1) 判決文202段落。

2) 判決文202段落。

3) 判決文208段落。

4) 判決文208段落。

5) 判決文203段落。

序の基本原則であり、人間は、自己決定と自己答責性を担うことができる人格として把握されている⁶⁾。人間は、任意に自分自身のことを決定し、発展化させるという考えから出発して、人間の尊厳を保障することには、特に人格的な個性、自己同一性、無傷性の保持が含まれる⁷⁾。人格として不可侵の人間の尊厳は、人間が自己答責的な人格性を有するものとして認識されるところに実体がある⁸⁾。このような自律的な自己決定という考えは、一般的人格権の保障内容において、より詳細に具体化されている⁹⁾。それは、個人において、その自己同一性と個性を自己決定的に見出し、発展化させ、維持するための基本的条件を保障している¹⁰⁾。

各々の人格性が自己決定的に保持されることは、人間が自身の基準に従って自己を処分可能であり、固有の自己像と自己理解に関して、解消不可能な矛盾を抱えた生活様式に押し込まれないことを前提としている¹¹⁾。自身の人生を終わらせるという判断は、人間の人格性にとって実存的な意義を有する¹²⁾。各人の人生が、どのような意義を有しているのか、そして、どのような理由から、その人生の終焉を想像するのかは、その者の観念と信念に大きく左右される¹³⁾。その決意は、人間の実存に関する基本的な問題に関係しており、他の判断とは異なり、人間の自己同一性と個性に影響を与える¹⁴⁾。したがって、自己決定的な死に関する権利には、生命維持処

6) 判決文205段落。

7) 判決文206段落。

8) 判決文206段落。

9) 判決文207段落。

10) 判決文207段落。

11) 判決文207段落。

12) 判決文209段落。

13) 判決文209段落。

置を任意に拒否する権利だけが含まれるわけではない¹⁵⁾。それは、自己の人生を終わらせるという個人の判断にも同様に拡大される¹⁶⁾。

bb) 自己決定的な死の権利は、深刻若しくは不治の病状又は人生や病気における一定の段階のような外部的に定義付けられた状況に限定されない¹⁷⁾。そのような権利は、人間的存在の全ての局面において存在する¹⁸⁾。特定の原因と動機による保護範囲の限定化は、自殺を決意した者の動機に序列が付けられることを意味しており、それは、基本法における自由の思想に反するかたちでの思想内容の事前抑制に相当する¹⁹⁾。人生の質と自身の存在における意義の理解に沿うかたちで人生を終わらせるという個人の決断は、一般的な価値観、宗教的な戒め、生と死に対処するための社会的理想像、客観的な合理性の考慮に基づく評価を超越している²⁰⁾。それは、更なる論拠又は正当化を必要としない一方で、むしろ自律的な自己決定の行為として、国家及び社会により尊重されなければならない²¹⁾。

cc) 自殺が自身の生命と同時に自己決定のための前提条件を放棄してしまうことから、自殺者の尊厳に反するという理由をもって、自殺する権利は否定されない²²⁾。自身の人生に対する自己決定的な処分権は、むしろ、自律的な人格発達という人間の尊厳に内在化さ

14) 判決文209段落。

15) 判決文209段落。

16) 判決文209段落。

17) 判決文210段落。

18) 判決文210段落。

19) 判決文210段落。

20) 判決文210段落。

21) 判決文210段落。

22) 判決文211段落。

れた理念の直接的な表現である²³⁾。すなわち、それは、終局的に言うならば、尊厳の表れである²⁴⁾。

b) 自殺をする権利には、そのための助力を第三者に求める自由、そして、その助力が提供される限りで、それを利用する自由が含まれる²⁵⁾。基本法は、任意に行動する第三者との交流の中で人格性が発展化することを保障している²⁶⁾。基本権の行使が第三者との関わり合いに依存しており、自由な人格性の発展化が他者の関与に依存している場合、第三者が任意に支援を提供する枠組み内において、それを禁止により制限しないという点でも、基本権は保護されている²⁷⁾。

2. 刑法第217条は、たとえ自殺願望者を規範の直接的な名宛人としていなくとも、その者における一般的人格権を侵害している²⁸⁾。間接的又は事実上の効果を有する国家的措置も基本権を阻害する可能性があり、その目的設定と効果において、規範的及び直接的な侵害に匹敵しうるものであるならば、それは、憲法的な理由付けをもって、同様に正当化されなければならない²⁹⁾。刑法第217条第1項により処罰される業としての自殺援助の禁止は、自殺の自由を客観的に制限する効果がある³⁰⁾。事実上、個人が自殺支援を受けることは、広範に不可能とされている³¹⁾。この個人的自由の制限は、禁止の目的に意図的なかたちで含まれており、自殺願望者に対する侵害においても

23) 判決文211段落。

24) 判決文211段落。

25) 判決文212段落。

26) 判決文213段落。

27) 判決文213段落。

28) 判決文214段落。

29) 判決文215段落。

30) 判決文218段落。

31) 判決文216段落。

論拠を有する³²⁾。人格的な自己同一性、個性、無傷性に鑑みて、固有の人生に関する自己決定の実存的意義を考慮するならば、そのような侵害は、特に重大である³³⁾。

3. かかる侵害は、正当化されない³⁴⁾。業としての自殺援助の禁止は、厳格な比例性の規準により判定されなければならない³⁵⁾。基本権を制限する法律は、それにより追求される正統な目的の達成が適合的かつ必要であり、それに由来する制限が相当な比例性を有している場合にのみ、このような原則を充足する³⁶⁾。

a) 業としての自殺援助の禁止により、立法者は、正統な目的を追求している³⁷⁾。

aa) この規制は、個人の生命に関する自己決定を保護し、それにより生命そのものを保護することに資する³⁸⁾。

自律性及び生命の保護という目標を介して、刑法第217条の禁止は、憲法において論拠を有する国家的保護義務及びそれによる正統な目的の履行に資する³⁹⁾。基本法第2条第2項第1文と併せて適用される場合も含めた第1条第1項第2文は、人生を終わらせる判断に際しての個人の自律性を保護し、この保護を介して、それに即す

32) 判決文217段落。

33) 判決文218段落。

34) 判決文219段落。

35) 判決文223段落。

36) 判決文223段落。

37) 判決文227段落。

38) 判決文227段落。

39) 判決文231段落。

るかたちでの生命の保護を国家に義務付けている⁴⁰⁾。この保護義務を果たす上で、立法者は、人格的自律性に対する第三者側からの具体的な脅威としての危険性に対抗する権限を有しているだけではない⁴¹⁾。立法者は、同様に、一般的な人生の終焉として介助自殺が社会に定着化することの防止という関心事を正統に追求している⁴²⁾。例えば、費用便益分析のような一定条件下で自殺するべきという社会的圧力の出現が促進される展開に、立法者は対抗することが許される⁴³⁾。

bb) 業としての自殺援助の提供が自己決定を危殆化しうるといふ立法者の想定は、憲法上、異議のない根拠に基づいている⁴⁴⁾。

(1) 業としての自殺援助の容認化における長期的な影響に関して、科学的に証明された知見はない⁴⁵⁾。このような事実関係において、立法者は、入手可能な情報及び潜在的知見に応じた専門性に即して支持しうる評価を基礎として判断を下せば十分である⁴⁶⁾。

(2) したがって、立法者の危険予測は、憲法的な審査に耐えうる⁴⁷⁾。

口頭弁論の結果によれば、ドイツにおける業としての自殺援

40) 判決文232段落。

41) 判決文233段落。

42) 判決文233段落。

43) 判決文235段落。

44) 判決文236段落。

45) 判決文238段落。

46) 判決文238段落。

47) 判決文239段落。

助に関する従前の慣行は、いずれにせよ、意思の自由及びそれを介しての自己決定の自由を保障するために適合的ではないという立法者の評価は、支持しうるものが証明された⁴⁸⁾。自殺願望が自由意思に基づくものかを判断するための審査は、しばしば、詳細に検証することができない信憑性に乏しい側面をも有している⁴⁹⁾。特に、自殺支援は、自殺願望者の身体的又は精神的な現病歴に関して、その医療記録からの所見もなく、専門医の診断、助言及び情報提供も保障されずに、臨死介助組織により提供されてきた⁵⁰⁾。したがって、業として行動する自殺支援者こそが自殺実施の場面に際して重要な役割を果たすものとして、そこで自由意思の形成と意思判断が十分に保障されていないという立法者の想定は信憑性を有している⁵¹⁾。

同様に、業としての自殺支援は、自殺支援の「社会的常態化」をもたらし、それは、特に高齢者や病気の者にとって、その自律性を危殆化しうる社会的圧力を実践するために適合的なかたちで、人生の終わらせる常態的な方法として自殺支援が確立されうるといふ立法者の評価も検証可能である⁵²⁾。自殺幫助と臨死介助に関してリベラルな規制を有する国では、介助自殺及び要求に基づく殺人が着実に増加している⁵³⁾。この増加自体は、社会的常態化ないしは自律性を脅かす社会的圧力を裏付けるものではない⁵⁴⁾。かかる増加は、社会における臨死介助と自殺支

48) 判決文249段落。

49) 判決文249段落。

50) 判決文249段落。

51) 判決文249段落。

52) 判決文250段落。

53) 判決文252-255段落。

54) 判決文256段落。

援の受容拡大、自己決定権の強化又は自身の死がもはや制御不能な運命として甘受されるべきものではないという認識の高まりによっても説明できる⁵⁵⁾。それにもかかわらず、立法者は、業としての自殺援助における無規制な提供が社会的圧力というかたちで自己決定に危険をもたらす可能性があるものと想定できる⁵⁶⁾。介護及び保健制度における費用的圧力の増加を考慮すれば、これは特に、医療と看護の不十分な供給が自己決定の喪失に関する懸念を生じさせ、それにより自殺の決意を促進させるのに適合しているという背景にも妥当する⁵⁷⁾。しばしば自殺の理由とされる動機付けの状況も、立法者の評価を支持するものである⁵⁸⁾。国内外の調査によれば、自殺幫助において頻繁に見られる動機は、近親者又は第三者に負担をかけたくないという想いである⁵⁹⁾。

b) 危険性を有する行為態様の可罰的禁止は、少なくとも、それにより期待される法益保護を促進できることから、刑法第217条の規制は、刑罰規範として、原則上、法益保護に適合的な手段であると説明されている⁶⁰⁾。

c) 立法者の正統な保護に関する懸念を達成するために、そのような規制が必要かどうかは、未だ議論の余地がある⁶¹⁾。いずれにしても、この規定による自己決定的な死の権利の制限は相当性を有しない⁶²⁾。

55) 判決文256段落。

56) 判決文257段落。

57) 判決文257段落。

58) 判決文258段落。

59) 判決文258段落。

60) 判決文260段落。

61) 判決文263段落。

62) 判決文264段落。

aa) 自由の制限は、公共が得る利益に比して個人における負担の程度が依然として合理的に釣り合う場合にのみ相当性を有する⁶³⁾。ここにおいて、公共の福祉という利益が重視されるほど、個人の自由は、より損なわれやすいかたちで阻害されることになる⁶⁴⁾。他方において、基本権の完全に自由な行使から生じうる不利益と危険が大きければ大きくなるほど、公共性の保護は、より緊急性を増す⁶⁵⁾。基本権の重大な侵害が疑われる場合、立法者の判断は、高度な統制下に置かれる⁶⁶⁾。したがって、特に、自己決定は、自身の人生を巡る人格的な個性、自己同一性及び無傷性の保持のために実存的な重要性を有することから、立法者は、自殺支援に関連する保護概念の規範的設計において、厳格な拘束の下に置かれる⁶⁷⁾。

bb) 立法者は、業としての自殺援助の禁止により、かかる限界を超過している⁶⁸⁾。

(1) 刑法第217条が保護しようとしている自律性及び生命という法益の憲法的に高度な地位は、原則として、刑法の導入を正統化することができる⁶⁹⁾。国家の任務として、刑法は、公共生活における本質的価値を保護することにより、人々の秩序ある共存を創造し、保障し、定着させるという不可欠な機能を有している⁷⁰⁾。それは、個々の場合において、基本権侵害の危険

63) 判決文265段落。

64) 判決文265段落。

65) 判決文265段落。

66) 判決文266段落。

67) 判決文266段落。

68) 判決文267段落。

69) 判決文268段落。

70) 判決文269段落。

性が事前に防止されるかたちで、法的規制を設計するように、国家に保護義務を課することもできる⁷¹⁾。

しかし、もはや任意の判断が保護されず、むしろ、そのような判断が不可能な場合には、個人の人生を終わらせることに関する自身の自律的な判断を保護するために、そこにおいて正統性を有しうる刑法の導入は、制限される⁷²⁾。憲法的な要請上、個人の自己決定が公認されていることを表すものとして、自殺及びその行為への助力の不可罰性に関しては、立法者の自由な裁量に委ねられるものではない⁷³⁾。基本法上の憲法的秩序は、人間の尊厳及び自己決定と自己答責性における人格の自由な発展により見定められた人間像に基礎付けられる⁷⁴⁾。このような人間像は、あらゆる規制取的取組みの出発点でなければならない⁷⁵⁾。その結果、自身の生命に関する自己決定を危殆化する影響が見出される場合、首尾一貫するかたちで、自己決定と生命を保護する国家の義務は、個人の自由権よりも優先されることになる⁷⁶⁾。法秩序は、予防措置と保障的手段を介して、これらの影響に対抗することが許される⁷⁷⁾。それとは別個のところ、自身の存在における意義の理解に従って人生を終わらせるという個人の判断は、自律的な自己決定の行為として認識されるべきである⁷⁸⁾。

71) 判決文269段落。

72) 判決文273段落。

73) 判決文274段落。

74) 判決文274段落。

75) 判決文274段落。

76) 判決文275段落。

77) 判決文275段落。

78) 判決文275段落。

したがって、自己決定的な死の権利を公認することは、一般的な自殺予防の実施、特に緩和医療提供の拡大ないしは強化により、立法者が病気関連の自殺願望に対抗することを否定するものではない⁷⁹⁾。同様に、国家は、現在及び将来の現実的な生活状況を基礎とし、自殺と生命に関する個人的判断が脅かされる影響に対抗しなければならない⁸⁰⁾。しかし、立法者は、憲法で保護された個人的自己決定の完全な無効化をもってして、この社会政治的義務を回避してはならない⁸¹⁾。個人には、生命維持を目的とした処置を拒否し、自身の存在における意義の理解に従って、第三者の助力を受けることで人生を終わらせるための判断を実行する自由が保障されなければならない⁸²⁾。自律性に反するかたちでの生命保護は、人間の尊厳が価値秩序の中心に据えられている公共体の自己像に加え、憲法における最高の価値としての自由な人間の人格性の尊重及び保護に矛盾する⁸³⁾。

(2) 業としての自殺援助の禁止は、憲法で義務付けられている自律的自己決定の発展に違反している⁸⁴⁾。そのような禁止の導入時に存在していた立法内容の構造において、實際上、自殺に関する権利を広範に空疎化するという事実がもたらされている⁸⁵⁾。確かに、刑法第217条の規制は、一業としての一自殺援助の態様に限定されている⁸⁶⁾。しかし、自己決定に関して残さ

79) 判決文276段落。

80) 判決文276段落。

81) 判決文277段落。

82) 判決文277段落。

83) 判決文277段落。

84) 判決文278段落。

85) 判決文278段落。

86) 判決文280段落。

れた余地は、理論上のものであり、実際上の見通しを示していないことから、この禁止に関連付けられる自律性の喪失は、いづれにせよ、広範に不均衡である⁸⁷⁾。

(a) この刑法第217条における自律性に反する効果は、業としての自殺援助の提供以外の様々な状況で、個人が自殺の決意を実行するために、信頼性のある現実的な選択肢が残されていないという事実により強化される⁸⁸⁾。個別事案において刑法第217条を狭く解釈することにより不可罰性が確保される自殺支援の在り方は、憲法で求められるところの人生終焉期における自己決定の実施を十分に充実化するものではない⁸⁹⁾。事実上、業としての提供以外で介助自殺の選択肢が利用可能であるという立法者による暗黙の想定は、法秩序の一体性を考慮していない⁹⁰⁾。立法者が現状の選択肢を非難することで一定の形式における自由の行使を排除する場合、そこで基本権を実現するために残された選択肢は、實際上、適格的なものでなければならない⁹¹⁾。これは、特に自殺の権利に関して当てはまる⁹²⁾。ここにおいて、個人的確信が得られることは、いわば自己同一性を生じさせ、事実上、自己像に適うかたちで行動しうるものとなる⁹³⁾。

87) 判決文280段落。

88) 判決文280段落。

89) 判決文281段落。

90) 判決文283段落。

91) 判決文283段落。

92) 判決文283段落。

93) 判決文283段落。

自殺支援における包括的な刑法上の禁止が断念されただけでは、これを正当化できない⁹⁴⁾。自殺支援が業として提供されないならば、各人は、少なくとも自殺に必要な薬物の処方により自殺を支援する医師の個人的な準備に大きく依存することになる⁹⁵⁾。現実的な考慮に鑑みれば、そのような個々の医師における準備は、例外的な場合にのみ利用することができる⁹⁶⁾。これまでのところ、医師は、自殺補助を提供する準備をほとんど用意しておらず、また、それを行う義務もない⁹⁷⁾。すなわち、自己決定的な死の権利から、第三者に対して自殺を支援しなければならないという要請までは導かれない⁹⁸⁾。更に、医師の職業法は、自殺支援の準備に制限を設定している⁹⁹⁾。多くの州における医師会が定めている医師介助自殺の職業法的な禁止は、個人における自己決定の実現を各地域の特殊性に委ねているだけではなく、少なくとも事実上の行動指針として影響を及ぼしている¹⁰⁰⁾。しかし、介助自殺という選択肢における利用可能性は、かかる医師の行動が書かれた法に合致していないにもかかわらず、憲法により保障された自身の自由を引き合いに出すことで、そのような法を専断的に無視するという医師の準備状況に依存するようなものであってはならない¹⁰¹⁾。この状況が維持される間、業としての自殺援助の

94) 判決文284段落。

95) 判決文284段落。

96) 判決文284段落。

97) 判決文285-288段落。

98) 判決文289段落。

99) 判決文290段落。

100) 判決文290段落。

101) 判決文296段落。

提供は、事実上の需要が喚起される¹⁰²⁾。

(b) 緩和医療的な患者ケアの改善は、個人の自己決定における不均衡な制限を埋め合わせるために適合的であるとはいえない¹⁰³⁾。それは、既存の欠落を解消する可能性があることから、それに起因して自殺願望を有する致死的病気の患者数減少に適しているかもしれない¹⁰⁴⁾。しかし、これは、任意の自己決定において下されるべき自殺の決意に関する制限を是正するものではない¹⁰⁵⁾。緩和ケアを利用しなければならない義務はない¹⁰⁶⁾。自身の人生を終わらせる判断には、既存の代替案に反対する判断も同時に含まれ、それは、自律的な自己決定による行為として受け入れられるべきである¹⁰⁷⁾。

(c) 更に、国家的共同体は、海外において利用可能な自殺支援の提供を個人に要求してはならない¹⁰⁸⁾。国家は、その固有の法秩序内で、基本法第1条第3項に従って必要な基本権の保護を保障しなければならない¹⁰⁹⁾。

(3) 最終的に、第三者の保護という観点は、刑法第217条による個人的自己決定の制限を正当化するために適合的ではな

102) 判決文297段落。

103) 判決文298段落。

104) 判決文298段落。

105) 判決文298段落。

106) 判決文299段落。

107) 判決文299段落。

108) 判決文300段落。

109) 判決文300段落。

い¹¹⁰⁾。個人は、所与の事実関係において一般的に受忍可能な限
界内で社会的共存を維持し、促進するために立法者が描く基本
権的自由の制限を甘受しなければならない¹¹¹⁾。しかし、その場
合であっても、人格の独自性は確保されなければならない¹¹²⁾。
模倣効果の回避等、第三者の保護という懸念は、事実上、個人
において自殺する権利の剥奪が甘受されなければならないとい
うことを正当化するものではない¹¹³⁾。

4. このような評価は、欧州人権条約及び欧州人権裁判所が策定した条約
法の評価とも合致している¹¹⁴⁾。

II. 刑法第217条は、自殺を支援したい個人及び社団の基本権にも違反してい
る¹¹⁵⁾。業としての自殺援助の禁止は、自殺を決意した者の一般的人格権と両立
しないことから、客観的な意味で憲法規範に反しており、その結果、かかる規
範の直接的な名宛人に対しても無効である¹¹⁶⁾。刑法第217条の下で処罰される
行為の憲法的保護は、自殺支援を提供する個人と社団の基本権、特に、基本法
第12条第1項又は自己決定的な死に関する権利を補充的に含む基本法第2条第
1項と機能的に連動することで生じる¹¹⁷⁾。自殺の判断は、それを実施する際に、
自殺の機会を提供し、作出し、又はあっせんする第三者の準備にのみ、事実上、
依存しているだけではない¹¹⁸⁾。同時に、第三者が自殺支援の準備を法的に実

110) 判決文301段落。

111) 判決文301段落。

112) 判決文301段落。

113) 判決文301段落。

114) 判決文302-305段落。

115) 判決文306-333

116) 判決文331段落。

117) 判決文331段落。

118) 判決文331段落。

施できなければならない¹¹⁹⁾。したがって、自殺に関する権利の保障は、それに適合して、広範なかたちで、自殺支援者の行為における基本権的保護に呼応するものである¹²⁰⁾。

刑法第217条による禁止は、自由刑の威嚇により、規範の直接的名宛人である自然人の自殺支援者を侵害していることに加え、基本法第104条第1項と併せて適用される場合も含めた第2条第2項第2文に由来する自由権も侵害している¹²¹⁾。業としての自殺援助の可罰性に関連付けられた過料の可能性は、基本法第2条第1項を根拠としてドイツの臨死介助協会における基本権を侵害している¹²²⁾。

Ⅲ. 刑法第217条は、ここで認定された憲法侵害を理由として、無効が宣言される¹²³⁾。立法者の意図に反することから、合憲限定解釈は不可能である¹²⁴⁾。

このことは、立法者が自殺支援を規制してはならないと結論付けるものではない¹²⁵⁾。しかし、そのような規制は、任意に自己決定し、それを発展させるための精神的・道徳的存在としての人間の表象に合致したものでなければならない¹²⁶⁾。自身の人生に関する自己決定を保護するために、組織的な自殺支援の現象に関して、立法者には、様々な可能性が既に開かれている¹²⁷⁾。その範囲は、法的に定められた情報提供義務及び待機義務、自殺支援提供の信頼性を確保す

119) 判決文331段落。

120) 判決文331段落。

121) 判決文332段落。

122) 判決文333段落。

123) 判決文337段落。

124) 判決文334-336段落。

125) 判決文338段落。

126) 判決文338段落。

127) 判決文339段落。

るための許可の留保等の手続保障の体制に関する積極的な規制から、特に危険な形態の自殺支援の禁止に至るまで、多岐に亘る¹²⁸⁾。それらは、刑法において明記されるか、又はその違反に対して少なくとも刑事制裁により保護することも可能である¹²⁹⁾。しかし、自殺に関する権利において、不治の病気が存在することに依存するというような実体的基準の下に、自殺への助力の許容性を従わせることは禁止される¹³⁰⁾。それにもかかわらず、その生活状況に応じて、自殺願望の真摯性及び持続性の裏付けに様々な要件を課すことができる¹³¹⁾。しかし、任意の判断を基礎として第三者の支援を得ながら自殺するという憲法的に保護された個人の権利のために、その展開及び実施に関する十分な事実上の余地が残されていることを保障しなければならない¹³²⁾。そのためには、医師及び薬剤師の職業法における首尾一貫した調整だけでなく、おそらく麻薬法の適合化も求められる¹³³⁾。これは、医薬品法及び麻薬法の領域に根差している消費者保護及び濫用防止の要素を保持しながら、自殺支援の領域における保護の構想を統合化する可能性を排除するものではない¹³⁴⁾。

以上は、総じて自殺支援に関する義務があってはならないということを妨げるものではない¹³⁵⁾。

128) 判決文339段落。

129) 判決文339段落。

130) 判決文340段落。

131) 判決文340段落。

132) 判決文341段落。

133) 判決文341段落。

134) 判決文342段落。

135) 判決文342段落。